

岩国市中山間地域振興施策基本条例 逐条解説

(前文)

私たちのまち岩国市は、山口県内において広大な面積を有し、市域の大半は中山間地域である。寂地山の高峰を背に山地、林野、田畑が広がるとともに県内最大の長さを誇る、清流錦川をはじめとする河川の豊かな水が瀬戸内海に流れ、恵まれた自然と美しい景観の中で歴史と伝統、文化が育まれ、地域経済が発展してきた。

言うまでもなく中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能を有するのみならず、山、川、海と続く自然環境の保全、食料の安定供給、自然とのふれあいの場としての公益的な機能等を有しており、中山間地域の資源が産み出す恩恵は、市民が豊かな生活を営むために必要な市民共有の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、小規模・高齢化集落の増加による集落機能の低下や農林水産業等の経済活動の停滞等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体がぜい弱になり、危機的な状況にある。

このような状況に歯止めを掛け、市及び市民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来における豊かで活力のある生活環境を確保することは、大変重要な課題である。

ここに私たちは、元気で活力に満ちた岩国市の創造を目指して、中山間地域振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興について、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安心、安全に住み続けることができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

この条文は、この条例が規定している内容を概略的に示すとともに、制定目的を示したものであり、条例の最終的な目的は、中山間地域を振興することが市民全体の安心・安全な暮らしを守ることにつながるとの認識を踏まえて規定したものです。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」は、次に掲げる区域をいう。

- (1) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域

- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

【趣旨】

この条文は、中山間地域の区域の定義をしたものです。

【解説】

「中山間地域」とは、離島振興法、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律及び過疎地域自立促進特別措置法により指定された区域とあわせて、5号では農業センサスに規定される中山間地域が、この条例の対象地域となるよう規則の制定を定めています。（5号の地域は、県の条例で定められた地域と同一となります。）

（基本理念）

第3条 中山間地域の公益的機能は市民共有の財産であり、中山間地域の振興は、市民生活の維持向上に必要不可欠なものであることを踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中山間地域は、水源かん養・災害防止・食料の安定供給・豊かな自然とのふれあいの場等様々な観点から市民共有の貴重な財産であり、その保全及び機能維持に努めること。
- (2) 市民が中山間地域の公益的機能の重要性を理解し、その恩恵を享受していることを認識すること。
- (3) 中山間地域の市民が安心して生活を続けられる施策を実施すること。

【趣旨】

この条文は、中山間地域の振興を図るための基本理念を定めたものです。

【解説】

中山間地域が有する公益的機能は、市民全体の共有財産であり、市民の安心・安全な暮らしに必要不可欠なものであるとの認識を明らかにした上で、基本理念として3つの事項を各号に定めたものです。

第1号は、中山間地域の生み出す水・空気などの資源や洪水防止機能等は、市民共有の貴重な財産であり、その保全及び機能維持に努めることを理念としたものです。

第2号は、中山間地域に住む市民だけが恩恵を受けているのではなく、市民みんなが恩恵を受けているとの考え方のもとに、中山間地域が有する機能の維持の重要性を市民が理解することを理念としたものです。

第3号は、中山間地域の機能は、そこに暮らす人々がいて、山林や田畑の手入

れがなされてこそ維持できるものであるとの考えのもとに、中山間地域に住む市民が安心していきいきと暮らし続けられるようにすることを理念としたものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

【趣旨】

この条文は、中山間地域の振興に係る市の基本的な責務を定めたものです。

【解説】

この条例は、前条に定める基本理念にしたがって、その実現に向け、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを市の責務としたものです。

(市民の役割)

第5条 市民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、市が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、中山間地域の振興について、市民が果たすべき役割を定めたものです。

【解説】

当初、市民についても「責務」とすることも考えましたが、市民から見て「責務」は重過ぎると考え、「役割」としたものです。

中山間地域の公益的機能等が安心・安全な市民生活に必要な不可欠であることを理解した上で、市民が主体的・自主的に中山間地域の振興を図るとともに、市が行う施策に協力することを努力義務としたものです。

(市民等に対する支援)

第6条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、中山間地域の振興について、市民等に対する支援を定めたものです。

【解説】

認定農業者等や、農林水産業に関する事業者、団体及びNPO法人等が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供や連携等、必要な措置を講ずるよう努め義務としたものです。

(施策の策定等に関する基本方針)

第7条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図り、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 中山間地域の有する公益的機能に関する市民の意識の啓発を図ること。
- (2) 中山間地域の市民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- (3) 中山間地域の伝統や文化の保存及び伝承に必要な支援を図ること。
- (4) 定住を促進するための生活環境の整備及び市民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- (5) 集落の育成並びに中山間地域振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- (6) 中山間地域における産業の振興を図るとともに、生産、加工、流通、消費につながる農林水産業の振興を図ること。
- (7) 中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- (8) 地域の特性と実情に応じた施策の実施を図ること。
- (9) 中山間地域とその他の地域及び中山間地域相互における多様な交流及び連携を図ること。

【趣旨】

この条文は、中山間地域の振興に係る施策の策定等に関する基本方針を定めたものです。

【解説】

中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、9つの基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図り、総合的かつ計画的に行うものです。

(1) 中山間地域の有する公益的機能に関する市民の意識の啓発を図ること。

水源涵養・災害防止・食料の安定供給・豊かな自然との触れ合いの場等さまざまな観点から、市民共有の貴重な財産であり、その保全及び機能維持が、安心・安全な市民生活に必要な不可欠であることから、市民や次世代を担う子供たちに中山間地域の果たしている役割を伝える学習の機会など、意識の啓発を図ることを基本方針としたものです。

(2) 中山間地域の市民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。

中山間地域の公益的機能の維持の重要性を理解して、市民が自主的かつ主体的に中山間地域の振興を図る取り組みを行うようになることが理想的な姿であることから、それらの取り組みが活性化するよう支援することを基本方針としたものです。

(3) 中山間地域の伝統や文化の保存及び伝承に必要な支援を図ること。

広大な中山間地域を有する岩国市は、各地域に歴史的な伝統や文化があるとともに、有形・無形の指定文化財も数多く存在する。それらを保存及び伝承することで、次世代のふるさとを愛する心を育てるための必要な支援を図ることを基本方針としたものです。

(4) 定住を促進するための生活環境の整備及び市民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。

市民や、UJIターン者の定住を促進するために、地域の実情に応じた生活環境（インフラ整備や交通手段の確保、通信環境の整備等）の向上を図ることを基本方針としたものです。

(5) 集落の育成並びに中山間地域振興の担い手の育成及び確保を図ること。

集落同士の連携やニーズの把握に努めるとともに、新規就業者等に必要な支援や経営指導をし、就業負担の軽減に努めることを基本方針としたものです。

(6) 中山間地域における産業の振興を図るとともに、生産、加工、流通、消費につながる農林水産業の振興を図ること。

中山間地域の産業（1次～3次並びに6次）の振興及び農林水産物のブランド化により生産、加工、流通、消費での付加価値を付け、地域住民の生活の糧となる農林水産業の振興を図ることを基本方針としたものです。

(7) 中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。

技術及び人材育成等の研修や、里山を含めた環境整備を行い、観光や学習の場としての新たな事業の創出及び育成を図ることを基本方針としたものです。

(8) 地域の特性と実情に応じた施策の実施を図ること。

岩国市において、錦町の山間部から柱島諸島を含む広大な中山間地域は、地域にそれぞれの特性もあり、実情も違い、それらのことを踏まえて施策を行うことを基本方針としたものです。

(9) 中山間地域とその他の地域及び中山間地域相互における多様な交流及び連携を図ること

都市部との、人、物の交流（修学旅行生等の体験型交流等や産物の消費等）をはじめとして中山間地域相互の多様な交流及び連携を図ることを基本方針としたものです。

(基本計画)

第8条 市長は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 総合的かつ中長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の案を作成しようとするときはあらかじめ、市民の意見を反映できるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

この条文は、前条の9つの基本方針を実現するための基本計画の策定を定めたものです。

【解説】

基本計画の策定に当たっては、市民の意見を的確に反映できるよう、市民の意見を聞くこととあわせ、市民への公表も定めています。

(推進体制の整備等)

第9条 市は、中山間地域の振興に関する施策を包括的かつ積極的に推進するための体制を整備するものとする。

【趣旨】

この条文では、中山間地域の振興を包括的かつ積極的に推進するための、体制の整備を規定しています。

【解説】

中山間地域の振興は、農林水産業の振興にとどまらず、地域住民が安心して暮らせる住環境の整備や生活交通の確保・充実など多岐にわたります。県では中山間地域づくり推進課を設置し、横断的な取り組みを開始しています。岩国市も県と歩調を合わせた推進体制の整備を求めています。

(財政上の措置)

第10条 市は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

この条文では中山間振興施策を進める上での財政措置を求めています。

(年次報告)

第 11 条 市長は、毎年、中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について議会に報告し、これを公表しなければならない。

【趣旨】

この条文は、毎年、中山間地域の振興に関する施策の実施状況などを取りまとめて、議会に報告するとともに、市民への公表を義務付けたものです。

【解説】

議会への報告を義務付けたのは、第 7 条で策定を義務付けた取組方針等を基にした施策の、毎年の実施状況などを議会がチェックし、その結果を予算審議等に活用するためです。

また、市民への公表を義務付けたのは、中山間地域の振興について市民の理解を図るとともに、施策の実施状況などを理解していただき、第 8 条第 3 項に定める意見の反映に向けて活用していくことを想定しています。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか中山間地域振興に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。